

ユナイテッドワールド証券の勧誘方針について

平成13年4月に施行された「金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」）」では、証券会社がお客様に投資勧誘を行う際は、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下、「勧誘方針」といいます。）を定めなければならないこととされております。

ユナイテッドワールド証券は、従来のいわゆる対面型の営業を行う証券会社とは異なり、お客様に対し、特定の銘柄を個別に積極的に推奨することはありません。しかしながら、ユナイテッドワールド証券の行うホームページでの説明・表示や新聞、雑誌、セミナー等の媒体を通じた広告等も金融商品販売法上の勧誘に該当します。そこでユナイテッドワールド証券は、「勧誘方針」を定めることとし、以下に策定した「勧誘方針」を公表いたします。今後の勧誘の際には、以下の「勧誘方針」を遵守いたしますので、ユナイテッドワールド証券でのお取引の参考としていただければと存じます。

1. ユナイテッドワールド証券における勧誘とは

・ユナイテッドワールド証券は、従来のいわゆる対面型の営業を行う証券会社及び商品取引員とは異なり、お客様に対して、特定の商品や特定の銘柄につき、個別に積極的に勧誘することはありません。

2. 法令・諸規則の遵守

・ユナイテッドワールド証券は、投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一とし関係法令・諸規則を遵守します。

3. 口座開設時および口座開設後における基本方針

・ユナイテッドワールド証券は、口座開設時において、お客様の氏名、住所、投資目的、資産状況、有価証券の投資経験の有無等を記載した「顧客カード」を作成し、お客様の投資経験、投資目的、資力等を十分把握するよう努めます。

・ユナイテッドワールド証券は、口座開設後においても、必要に応じて適宜「顧客カード」の更新を行い、お客様の投資経験、投資目的、資力等を十分把握するよう努めます。

・ユナイテッドワールド証券は、ホームページにおいて説明および表示を行う場合には、いずれのお客様にも、誤解を招かないよう的確、適切な表現、わかりやすい画面等を構築するよう努めます。

・ユナイテッドワールド証券は、お取引受注時において、お客様ご自身のご判断と責任に

においてお取引いただけるよう、ホームページ上の画面での表示、または電話または電子メールによる問合せに対してのカスタマーサービスグループによる回答により、商品内容およびリスク内容等の重要事項について、お客様に十分なご理解をいただけるよう努めます。

4. カスタマーサービスグループの機能について（お客様窓口）

・ユナイテッドワールド証券のカスタマーサービスグループは、お客様のご質問、ご意向をお受けするための機能を有するものであり、お客様に特定の商品や銘柄等を推奨する目的で、電話または電子メールによる連絡を行うことはいたしません。

・お取引や電話連絡において、ご要望、苦情等がございましたら、何なりとカスタマーサービスグループフリーダイヤル（0120-355-939）までご連絡ください。

5. 社内研修

・ユナイテッドワールド証券は、お客様に不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対して、必要に応じた社内研修を行い、商品知識の習得等の研鑽に努めます。

6 適切な情報提供

・ユナイテッドワールド証券は、お客様ご自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、適正な情報提供に努めます。